

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ♡ 養子の用紙

**Q**：私には子供がありませんので、養子をもraitaitaiと思っています。養子縁組をするにはどうすればいいのでしょうか。

**A**：市区町村役場に「養子縁組届」の定型用紙がありますので、必要事項を記入し提出してください。

### 【解説】

養子制度は、自然の血の繋がりでなく、人為的に親子関係を作り出す制度です。普通養子制度の場合、養子縁組をしても養子とその実親との関係は従来のまま残りますので、養子は養親と実親双方の相続人になります。

普通の養子縁組が実親との親族関係が存続するのに対し、親族関係が終了する縁組を特別養子制度といい、普通養子制度とは次のように異なっています。

	特別養子	普通養子
養親の制限	25歳以上の夫婦で共に養親	成人である者
養子の制限	原則として6歳未満	養親より年少者
縁組の手續き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年でなければ当事者の届出のみ
実親等の同意	実親の同意が必要	養子が15歳未満のときは、法定代理人が承諾をする
親子関係	実親との親族関係は終了する	実親との親族関係は存続する
戸籍の記載	養子との文言の記載がない	養子と明記される

